

第五十三号

徳島県立学校設置条例の一部改正について

徳島県立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立学校設置条例の一部を改正する条例

徳島県立学校設置条例（昭和三十九年徳島県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表のその二の表中「徳島県立辻高等学校」を「三好市井川町」及び「徳島県立三好高等学校」を「三好市池田町」を削る。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

提案理由

本県における新たな時代に対応した学校づくり及び多様な教育の実現を図るため、徳島県立辻高等学校及び徳島県立三好高等学校を徳島県立池田高等学校に統合する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。